平成２２年（フ）第３５号
富山県魚津市友道2089番地
債務者　青山　金弘
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第１２５号
富山県高岡市戸出町３丁目３番10号
債務者　越岡二美名（旧姓江尻）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１６４号
富山県高岡市問屋町276番地２　サンビレッジ621号
債務者　三宮　一人
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第９３号
石川県小松市大和町30番地
債務者　前田　雅子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１８８号
長野県東御市海善寺854番地91　県営住宅日向ケ丘団地Ｈ４―101、前住所長野県東御市滋野乙1025番地　土屋アパート13号
債務者　若林　正子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第７０号
東京都江東区木場２丁目２番10号　浅野ハイツ204号鷹木安子方、住民票上の住所長野県飯田市駄科325番地３
債務者　下平　妙子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第５６２号
岐阜県郡上市八幡町島谷1024番地
債務者　小森　大輔
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５８９号
岐阜県山県市佐野382番地１
債務者　小堀　康弘
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６４１号
岐阜市又丸894番地１
債務者　大野千賀子（旧姓本村）
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６４４号
岐阜市鏡島1515番地５
債務者　本間　一枝
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６４６号
岐阜市東鶉２丁目15番地１　サンシャインＥ201号室
債務者　矢崎　愛子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２８９５号
名古屋市北区成願寺１丁目１番13号　グローリアス北区成願寺702号
債務者　荒川良雄こと　金　　良雄
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８９６号
名古屋市北区成願寺１丁目１番13号　グローリアス北区成願寺702号
債務者　菅原　正子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７６０号
兵庫県姫路市小姓町11番地２コーポ桂205号
債務者　上田　泰正
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７８１号
兵庫県姫路市菅生台14番地　六角住宅６―403
債務者　大矢八千代
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１１２５号
広島市安佐南区西原４丁目６番７―６号
債務者　角島志保子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３０１号
広島市佐伯区五日市町大字美鈴園40番地６303号
債務者　中谷　義明
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
広島地方裁判所民事第４部